初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和5年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1906号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 初任給調整手当に関する規則(規則第6-140号)の一部を次のように改正する。 別表及び附則別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

職員の区分	1	項職	員	2 項職員	3 項職員
期間の区分	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円	円	円	円	円
	415, 600	369, 500	309, 200	51, 100	35, 000
1年以上2年未満	415, 600	369, 500	309, 200	51, 100	35, 000
2年以上3年未満	415, 600	369, 500	309, 200	51, 100	35,000
3年以上4年未満	415, 600	369, 500	309, 200	51, 100	35,000
4年以上5年未満	415, 600	369, 500	309, 200	51, 100	35,000
5年以上6年未満	415, 600	369, 500	309, 200	51, 100	31,000
6年以上7年未満	415, 600	369, 500	309, 200	49, 300	27,000
7年以上8年未満	415, 600	369, 500	309, 200	47, 500	23,000
8年以上9年未満	415, 600	369, 500	309, 200	45, 700	19,000
9年以上10年未満	415, 600	369, 500	309, 200	43, 900	15,000
10年以上11年未満	415, 600	369, 500	309, 200	42, 100	12,500
11年以上12年未満	415, 600	369, 500	309, 200	40, 300	10,000
12年以上13年未満	415, 600	369, 500	309, 200	38, 500	7, 500
13年以上14年未満	415, 600	369, 500	309, 200	36, 700	5,000
14年以上15年未満	415, 600	369, 500	309, 200	35, 300	2,500
15年以上16年未満	415, 600	369, 500	309, 200	33, 900	
16年以上17年未満	411, 200	365, 500	305, 900	32, 500	
17年以上18年未満	406, 800	361, 500	302, 600	31, 100	
18年以上19年未満	402, 400	357, 500	299, 300	29, 700	
19年以上20年未満	398, 000	353, 500	296, 000	28, 300	
20年以上21年未満	393, 600	349, 500	292, 700	26, 900	
21年以上22年未満	375, 700	333, 800	279, 700	26, 300	
22年以上23年未満	355, 900	316, 600	265, 700	25, 700	
23年以上24年未満	336, 600	299, 900	252, 200	24, 700	
24年以上25年未満	317, 200	283, 000	238, 300	24, 100	
25年以上26年未満	297, 700	266, 100	224, 600	23, 500	
26年以上27年未満	275, 000	245, 300	207, 000	22, 900	
27年以上28年未満	252, 800	224, 900	189, 900	22, 300	
28年以上29年未満	230, 400	204, 500	172, 600	21, 500	
29年以上30年未満	207, 600	183, 700	155, 000	21, 200	
30年以上31年未満	182, 800	161, 800	137, 000	20, 800	
31年以上32年未満	157, 900	139, 900	118, 700	20, 200	
32年以上33年未満	133, 300	118, 200	100, 800	19, 300	
33年以上34年未満	97, 500	88, 200	76, 200	18, 400	
34年以上35年未満	62, 200	58, 400	51, 900	17, 700	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第 2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附則別表

職員の区分								
期間の区分	2	項	職	員	3	項	職	員
				円				F.
1 年 未 満				35, 800				24, 500
1年以上2年未満				35, 800				24, 500
2年以上3年未満				35, 800				24, 500
3年以上4年未満				35, 800				24, 500
4年以上5年未満				35, 800				24, 500
5年以上6年未満				35, 800				21, 70
6年以上7年未満				34, 500				18, 90
7年以上8年未満				33, 300				16, 10
8年以上9年未満				32,000				13, 30
9年以上10年未満				30, 700				10, 50
10年以上11年未満				29, 500				8, 800
11年以上12年未満				28, 200				7, 00
12年以上13年未満				27,000				5, 30
13年以上14年未満				25, 700				3, 50
14年以上15年未満				24, 700				1,80
15年以上16年未満				23, 700				
16年以上17年未満				22,800				
17年以上18年未満				21,800				
18年以上19年未満				20,800				
19年以上20年未満				19,800				
20年以上21年未満				18,800				
21年以上22年未満				18, 400				
22年以上23年未満				18,000				
23年以上24年未満				17, 300				
24年以上25年未満				16, 900				
25年以上26年未満				16, 500				
26年以上27年未満				16,000				
27年以上28年未満				15, 600				
28年以上29年未満				15, 100				
29年以上30年未満				14, 800				
30年以上31年未満				14,600				
31年以上32年未満				14, 100				
32年以上33年未満				13, 500				
33年以上34年未満				12, 900				
34年以上35年未満				12, 400				

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。